

魚津市告示第89号

証明書等の交付等に係る事務の委託の廃止について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和6年3月31日をもって魚津市と富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、舟橋村、上市町、立山町、入善町及び朝日町との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約（平成20年3月19日議決）による事務の相互の委託を廃止したので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第2項の規定により告示する。

令和6年4月1日

魚津市長 村椿 晃